

申請状況等一覧表

1. 公募占用指針の公表

日時：令和6年9月20日（金）

2. 質疑回答の状況

受付期間：令和6年9月20日（金）から令和6年9月27日（金）17時30分まで

質疑の有無：有り

質問内容	回答
警察協議について、公募指針P16に芝生広場外を使用する場合は事前協議が必要とあるが、芝生内であればテーブルやベンチを設置するのに協議は不要か。また、芝生内であれば協議なく夜間の残置も認められるのか。加えて、手作り市やマルシェ、献血のような定例イベントは毎回協議が必要か。	・芝生広場は路外施設のため道路使用許可に関する協議は不要です。 ・夜間の残置については、施設の管理体制を考慮したうえで認める場合がありますが、事前に市の道路河川管理課と協議を行って下さい。 ・定例イベントについても、芝生広場外を使用する場合は協議が必要です。
公募指針P16リスクの種類の「申請コスト」に記載の道路の「占用料」と「使用料」の違いは何か。また、「安全性の確保」は利便増進誘導区域外の日常利用による破損等は対象外という認識で正しいか。	・「占用料」は道路管理者が道路の占用につき徴収するものであり、「使用料」は交通管理者が道路の使用につき徴収するものです。 ・占用者の実施する事業によらない、一般者利用による破損等は対象外です。
公募指針P19に先端が尖ったものは設置不可とあるが、シェードやテント用のペグは対象となるか。	・シェードやテント用のペグなど、先端が尖った鋭利なものは、芝生を傷めてしまう恐れがあるため、設置による芝生への影響に配慮するとともに、必要に応じて養生を行い、現状回復を行って下さい。
維持管理協定案第4条の毎月報告とは、どのような形式か。また、第6条の損害の負担は、一般利用による事故及び損害は占用者の責任対象外という認識で正しいか。	・維持管理協定案第4条の履行報告の形式は、歩行者利便増進計画の認定後に協議・調整のうえ決定します。 ・第6条の損害の負担について、一般者利用による損害の賠償責任は占用者の責任対象外です。

3. 申請状況

受付期間：令和6年9月20日（金）から令和6年10月21日（月）17時30分まで

申請者数：1件

申請団体：樟葉駅前広場活性化協議会